

トラブルを防いで工事を円滑に進めるため

Q 近所に高層建築物が建つと聞きましたが、配置や高さなどが気になります。建築主に説明の義務はないのでしょうか？

A 建築物を建てる場合は、その建築計画が建築基準法をはじめとする法令に適合していても、日照、電波障害、工事中の騒音・振動など周辺環境にさまざまな影響をあたえることがあります。

そのため、建築物を建てるにあたって、近隣の住民の方々に、建築計画等の概要について説明を行うことは、非常に重要なことです。

大阪市では、従来から、建築計画の概要について住民の方々へ説明を行うよう指導していますが、高さが20mを超える建物については、建築確認申請に先だて、近隣の住民の方へ説明を義務付けることにしています。

中高層の建築物を建てる場合、その建築計画が建築基準法をはじめとする法令に適合していても、工法、日照、電波障害などの地域環境に与えるさまざまな影響によって近隣の方々とトラブルになることがあります。

こうした問題が起きないように、建築主の方など工事関係者は次のような事項に配慮して、近隣の方々の理解をえて建物づくりを進めることが大切です。

- 十分な事前説明
- 周辺状況の把握
- TV 電波障害の対策
- 工事にともなう影響
- 地域環境の向上

工事を始める前に

Q 建物の工事をするとき、建築士を「工事監理者」として定める必要があるとのことですが、その工事監理者という専門家の役割がよくわかりませ

ん。ふつう建築士というのは建物の設計をしてくれる方ではないのですか？

A 建築士は建物を「設計」する専門家ですが、もうひとつの重要な役割として「工事監理」という仕事があります。これは建物の工事とその設計図とを照合して、それが設計図のとおり行われているかどうかを確認する仕事です。

例えば、基本的な骨組みの構造部分など、仕上げをしてしまえば見えなくなるような部分は、建物が完成した時点では確認できなくなります。その他にも工事全般にわたってきめ細かなチェックが必要ながたくさんあります。

このようなことから建築基準法では、建物の規模・構造によっては建築士を工事監理者（いわゆる現場監督とは違います）として定めなければならないことにしているのです。建築士は、建築主の方から委託を受けてはじめて工事監理を行うこととなりますので、設計だけでなく工事監理についても委託する必要があります。



住宅を購入するにあたって

Q 住宅を購入するとき、どのようにすれば建築基準法に関するチェックをすることができるのですか？

A 土地や住宅の購入にあたり、まずは宅地建物取

引業法により住宅販売業者などから受ける「重要事項説明」のなかで「建築基準法などの法令にもとづく制限」の説明をきちんと聞きましょう。

説明を受けるべき内容は、用途地域などの各種地域・地区による制限、高さ制限、建ぺい率の制限、容積率の制限、敷地と道路の関係（接道規定に関する事項）など、その建物が実際にそれらの制限に適合しているのかチェックすることが大切です。

なお、「建築計画概要書」と「建築基準法令による処分の概要」でその建物の建築確認や完了検査を受け、「検査済証」の交付を受けていることが確認できれば、その建物は完成した時に建築基準法に適合していることがわかります。

また、住宅の購入時には住宅販売業者から「確認済証」「建築確認申請書の副本」「中間検査合格証」「検査済証」の内容を確認し、念のために現地と照合して調べておけば、その時点で実際に住宅がこれらの書類や図面どおりになっているかチェックすることができます。

中古住宅を購入する時、紛失などでこれらの書類や図面が手に入らない場合は、建築士に建物の調査を依頼して建築基準法に関するチェックをしてもらうとよいでしょう。

Q 建物が地震の時にも構造的に安全かどうかを確かめるためにはどうすればよいのですか？

A 地震が起きた時に倒壊したり損傷を受けにくい安全な建物とするためには、耐震性を確保できるように建物の構造設計が行われていることが必要です。また、建てられた建物が実際に設計時の耐震性を備えているかどうかを確認することも必要です。こうした構造的な安全性を含め、住宅の性能を客観的に評価する制度として、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度があります。評価機関によって住宅性能評価書が交付されている場合には、地震に対する建物の強さを表す耐震等級が表示されています。評価書が交付されていない場合でも、設計時または建築後に評価機関によ

る評価を受けて評価書を交付してもらうことができます。

マンションの場合には管理組合や管理会社などで建物の構造計算書が保管されていますので、申出て閲覧することが可能です。構造計算書をもとに建築士に依頼して建物の耐震性をチェックしてもらうこともできます。

Q 建築基準法についてチェックをしないで住宅を購入したとき、どのような困ったことが起きるのですか？

A たとえば、その住宅が建築基準法に適合していないものであることを知らずに購入したときのことを考えてみましょう。

建築基準法では、原則として敷地が建築基準法上の道路に2m以上接していなければ、建物を建てることはできません。仮に接道していない敷地に建てられた住宅を購入した場合、建てたという行為そのものが問題であるだけでなく、将来、増築や建て替えをしようと思ってもできない場合もあります。

また、住宅の柱やはりなど構造的に問題があれば、地震などの災害時に倒壊する恐れがあり、住んでいる人の生命や財産が守られないこととなります。

ぜひとも建築基準法に適合していることを事前に確認するようにしましょう。



宅地建物取引業者の方へ

大阪市では建築基準法や都市計画法の制限に関して、他の自治体とは異なる特徴的なものがあります。以下にその主なものをご紹介します。

●市街化区域・市街化調整区域

本市ではほぼ全域が市街地化している状況から、新淀川、大和川の河川敷堤外地及び地先公有水面を除き市街化区域としています。

●用途地域

本市では、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の指定はありません。このため、低層住居専用地域で適用する、敷地の最低限度、壁面制限等はありません。（※その他の都市計画法に基づく制限については都市計画局計画部都市計画課で確認してください。）

●前面道路幅員による容積率制限

第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域（風致地区を除く）では前面道路幅員による容積率制限の低減係数は0.6です。

●分譲住宅の最低宅地面積について

本市では都市計画法に定める開発行為を行う場合や位置指定道路の指定を受けて開発する場合は、宅地面積は60㎡以上になります。

●建ぺい率

本市では第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（風致地区を除く）の全てと、準工業地域の一部について指定建ぺい率を80%に変更しています。なお、この地域内では市条例により、一定の防火性能を確保した建物の場合のみ80%、それ以外の場合は60%になります。

●北側斜線制限

本市では北側斜線制限が適用されることはありません。

●船場建築線

船場地区では旧市街地建築物法に基づき、東西道路は道路中心より6m、南北道路は道路中心より5mの位置に建築線が指定され、その位置を道路境界線とみなして各種の制限が適用されます。

ホームページで調べていただける主なもの

固定資産地籍図	http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu070/tisekizu/main_index.htm
用途地域	http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html
建築協定	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000012335.html
地区計画等	http://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html
土地区画整理事業	http://www.city.osaka.lg.jp/shisei_top/category/893-21-1-0-0.html
建築確認申請下見先一覧	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000030488.html

よくある各種お問い合わせ先

建築計画概要書の閲覧についての問い合わせ	都市計画局建築指導部建築企画課（06-6208-9288）
建築基準法に基づく制限についての問い合わせ	都市計画局建築指導部建築確認課（06-6208-9291）
都市計画法に基づく制限についての問い合わせ	都市計画局計画部都市計画課（06-6208-7882）
景観法に基づく制限についての問い合わせ	都市計画局開発調整部開発誘導課（06-6231-7885）
開発許可等についての問い合わせ	都市計画局開発調整部開発誘導課（06-6208-9285・9287）
埋蔵文化財についての問い合わせ	教育委員会事務局生涯学習部文化財保護担当（06-6201-5759）



建築関係の法令についてのお問い合わせ先

建築基準法：建築物の敷地、構造、設備、用途に関する基準について

大阪市 都市計画局 建築指導部 建築企画課（建築相談担当）

TEL 06-6208-9288

建設業法 建設工事の請負契約について

大阪府 住宅まちづくり部 建築振興課 建設指導グループ

TEL 06-6210-9736

建築士法 建築士（建築設計・工事監理を行う技術者）について

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室建築安全課 計画指導グループ

TEL 06-6210-9727

宅地建物取引業法 不動産業者との不動産取引について

大阪府 住宅まちづくり部 建築振興課 宅建業指導グループ

TEL 06-6210-9734

大阪市都市計画局 建築指導部

平成11年7月初版発行

平成15年4月第2版発行

平成16年4月第3版発行

平成17年6月第4版発行

平成26年5月第5版発行